

# 四国中央市「新宮お試し移住体験住宅」利用マニュアル

## 1.利用目的

### (1)目的

四国中央市への移住を検討している方に対して、本市の風土や日常生活を体験するために、一時的に滞在する住宅を用意し、利用を促すことで移住及び定住の促進を図ります。

### (2)利用者の要件

#### ①四国中央市外に住所を有すること

本市への移住を検討していること。

※観光目的や出張、商用目的では利用できません。

#### ②18歳以上であること

家族の場合は、代表者が18歳以上。

友人同士の場合は、全員が18歳以上で四国中央市への移住を検討していること。

#### ③移住・定住相談に参加すること

住宅の滞在期間中に、必ず市職員との面談を行い移住・定住にかかる相談を行うこと

#### ④利用可能人数

申請者を含め、利用可能人数は原則1組5人までとする。

#### ⑤利用日数

2泊3日から7泊8日まで(原則、入居日及び退去日は平日のみとさせていただきます。)

(利用不可日:年末年始 12/29～ 1/3 及び点検など運営上、開所できないとき)

### (3)料金

利用料は、無料

### (4)利用方法

#### ①空き状況の確認・仮予約について

お電話、メールにより、政策推進課まで住宅の空き状況を確認してください。空きがある場合には、お電話にて仮予約をしていただくことになります。宿泊予約は、基本的に3ヶ月前の同日から受け付けます。



## ②申込について

利用日の14日前までに、以下のものを市役所まで提出してください。郵送、FAX やメールでも受付いたしますが、事前予約はお電話にて済ませてください。

- a) 事業利用申請書(様式第1号)
- b) 誓約書
- c) 本人確認書類の写し(運転免許証など、現住所が確認できるもの)
- d) 滞在予定表(様式任意)
- e) ヒアリングシートの提出



## ③利用の承認について

市役所から審査後、事業利用承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知いたします。

## 2.入居から退去までの流れ

### 入居

入居前日(土日祝日や年末年始の閉館日を挟む場合は、直前の平日)までに、四国中央市役所又は新宮お試し移住住宅の到着時間を電話にてお知らせください。入居日は午後1時～午後5時までにお試し移住用住宅にお越しください。現地にて、市職員の立会のもと、鍵の受け渡し、利用の説明を行います。



※午後5時以降の対応はできかねます。時間内に到着するよう余裕を持ってお越しください。

### 滞在中

#### (1)滞在中の行動

滞在中は提出した滞在予定表に沿って、原則ご自身で行動していただくことになります。滞在期間中は、移住・定住相談やその他のご相談にも対応いたします。

#### (2)緊急連絡先

緊急時は、下記①②を伝えた上で下記連絡先までご連絡ください。

- ①お試し移住用住宅の入居者であること(氏名と連絡先)
- ②要件をお伝えください(確認し折り返し、市職員からご連絡いたします)
  - 平日:0896-28-6005
  - 休日・夜間(休日・平日 17:15 分以降):0896-28-6000

## 退去

退去日の午前9時～午前11時までに退去ください。市職員の立会により、住宅内部確認(清掃、備品確認等)、鍵の返却、アンケート回収を行います。

※退去前に必ず、住宅の清掃(キッチン、トイレ、洗面所などの水回り、廊下・床の掃除機掛けなど)を行ってください。

※ごみについて、入居時に説明した敷地内の収集箇所に分別の上、まとめておいてください。退去直前に出たごみは各自で持ち帰り、私物等の忘れ物がないようにしてください。

## 3.留意事項

お試し移住用住宅及びその敷地のご利用にあっては、「四国中央市お試し移住事業実施要綱」を遵守し、次のことにご留意ください。

- (1)移住体験以外の目的に利用しないでください。
- (2)滞在中、必ず1回は政策推進課職員との面談、または、空き家バンク現地見学等を行うことを必須事項といたします。
- (3)暴力団若しくは暴力団員等は利用できません。
- (4)第三者に対し、お試し移住用住宅や敷地を転貸、利用、譲渡などはできません。
- (5)建物内及び敷地内は禁煙です。
- (6)留守時または就寝時には、必ず施錠してください。
- (7)お試し移住用住宅ならびにその設備や器具等、適切に利用してください。
- (8)火災及び盗難の予防のために細心の注意を払ってください。
- (9)給湯器を利用するときは、給湯器の電源を入れ、利用後は必ず電源を切ってください。
- (10)お試し移住用住宅とその敷地について、清掃等を適宜行ってください。
- (11)住宅内で出たごみについては、燃えるごみと燃えないごみをそれぞれごみ袋に分別し、退所する際に、敷地内の指定された場所にまとめて出してください。
- (12)お試し移住用住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、管理者の承諾を得てください。
- (13)お試し移住用住宅の増築若しくは改築または模様替えはしないでください。
- (14)その他、お試し移住用住宅を適切に管理し、住環境を整えてください。

- (15)自動車で来られる利用者は、お試し住宅敷地内または隣接する市有地に駐車し、市が指定する場所以外には駐車しないようにしてください。
- (16)利用期間中に食事の提供はございません。
- (17)寝具については、寝具置き場にある寝具を利用することができます。寝具利用後は、寝具返却場所に返却することになりますが、退去時に職員が確認いたしますので、利用後は寝具をまとめておいてください。
- (18)利用者は、原則、お試し移住用住宅や四国中央市役所まで各自でお越しください。状況に応じて担当職員と決めた場所等で合流し、入所していただくことになります。
- (19)備え付け品以外(タオル、シャンプーなどの消耗品)は各自でご用意ください。
- (20)災害・その恐れがあるときや災害時などで避難する場合は、新宮公民館が最寄りの避難所となっています。

#### 4.禁止事項

利用者は、お試し移住用住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1)寄附の募集その他これに類する行為
- (2)事業または営業
- (3)興行、展示会その他これらに類する催し
- (4)文書、図画その他の物の掲示または配布
- (5)政治活動または宗教活動
- (6)動物の飼育(原則ペット不可)
- (7)周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8)建物の建築または工作物の設置
- (9)上記のほか、お試し移住用住宅の利用にふさわしくない行為



※その他、不適切であると判断される場合は、強制的に退去していただくことがあります。

## 5. 明渡し及び返却と立ち入りについて

- (1) 退去の際は、貸出した鍵や器具類を確実に返却するとともに鍵については決して複製しないでください。
- (2) 退去する際は、利用者と一緒に市職員が住宅及び敷地内を確認いたします。
- (3) 通常利用に伴う損耗品等以外を除いて、原状回復に努めてください。
- (4) 利用者は、原状回復の内容及び方法について、市の指示に従ってください。
- (5) お試し移住用住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、職員が施設に立ち入ることがあります。
- (6) 利用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒むことはできません。

## 6. 損害賠償

利用者は、お試し移住用住宅を汚損、損傷、滅失、紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てください。場合によっては、損害を賠償していただくことがあります。利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者にご負担いただきます。

## 7. 事故免責

お試し移住用住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除いて、そこで発生した事故に対しては、市は、その賠償の責を一切負えませんのでご了承ください。



日本一の紙のまち  
**四国中央市**

【お問合せ先】 四国中央市役所 政策推進課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL:0896-28-6005(直通)

FAX:0896-28-6057

E-mail:iju-teiju2060@city.shikokuchuo.ehime.jp